

総政企第 199 号
令和 5 年 7 月 26 日

統計委員会委員長
椿 広 計 殿

総務大臣
松 本 剛 明

諮問第176号
港湾調査の変更について（諮問）

標記について、令和 5 年 7 月 21 日付け国総情政第 221 号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

国総情政第221号
令和5年7月21日

総務大臣 殿

国土交通大臣
(公印省略)

基幹統計調査の変更について (申請)

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

港湾調査

(注：サイバーポートの利用に関しては、令和6年1月分調査以降)

主管部課	国土交通省総合政策局 情報政策課交通経済統計調査室
事務担当者	中村 尚与志 電話 03 (5253) 8348 e-mail : nakamura-t28u@mlit.go.jp

申請事項記載書

1 調査の名称 港湾調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>1～5 (略)</p> <p>6 報告を求めするために用いる方法</p> <p>(1) 調査系統 国土交通省 — 都道府県 — <u>(調査員)</u> — 報告者</p> <p>(2) 調査方法 <input checked="" type="checkbox"/> 郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン調査 (<input checked="" type="checkbox"/> 政府統計共同利用システム <input checked="" type="checkbox"/> 独自のシステム <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール) <input checked="" type="checkbox"/> 調査員調査 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>[調査方法の概要]</p> <p>ア 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布及び取集その他調査に関する事務に従事する。</p> <p>イ 報告者は、<u>調査票に記入し調査員又は郵送により提出できるほか、調査票の様式に掲げる各事項を明確に判別できるように記録する場合は、調査票に代えて、電磁的記録による報告をすることができる。</u></p> <p>ウ オンライン調査は、統計調査員と報告者間にお</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 報告を求めするために用いる方法</p> <p>(1) 調査系統 国土交通省 — 都道府県 — <u>調査員</u> — 報告者</p> <p>(2) 調査方法 <input type="checkbox"/> 郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン調査 (<input checked="" type="checkbox"/> 政府統計共同利用システム <input checked="" type="checkbox"/> 独自のシステム <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール) <input checked="" type="checkbox"/> 調査員調査 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>[調査方法の概要]</p> <p>ア 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布及び取集その他調査に関する事務に従事する。</p> <p>イ 報告者は、調査票の様式に掲げる各事項を明確に判別できるように記録する場合は、調査票に代えて、電磁的記録による報告をすることができる。</p> <p>ウ オンライン調査は、統計調査員と報告者間にお</p>	<p>調査方法の実態に合わせた調査系統の修正</p> <p>報告者から調査票が郵送で提出されるケースが相当の割合を占める実態に合わせ、郵送調査を追加</p> <p>実態に合わせ郵送調査を追加したことに伴う、報告方法の追記</p>

いて、調査票又は電磁的記録を電子メールにより提出するほか、政府統計共同利用システム、独自のシステム（サイバーポート）を利用して回答することができる。

エ サイバーポートによる回答に当たっては、報告者はID及びパスワードによりサイバーポートの専用ページにログインし、入力を行う。

（削除）

7～10 （略）

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	2年	都道府県知事
調査票の内容を記録した電磁的記録	永年	国土交通省総合政策局情報政策課 交通経済統計調査室長
集計表を収録した電磁的記録	永年	国土交通省総合政策局情報政策課 交通経済統計調査室長

12 （略）

いて、調査票又は電磁的記録を電子メールにより提出するほか、政府統計共同利用システム、独自のシステム（サイバーポート）を利用して回答することができる。

エ サイバーポートによる回答に当たっては、報告者はID及びパスワードによりサイバーポートの専用ページにログインし、入力を行う。

※サイバーポートの利用は令和5年1月分調査に限ることとし、甲種港湾（166港）のうち4港のみ利用可能とする。

7～10 （略）

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	2年	都道府県知事
集計表を収録した電磁的記録	永年	国土交通大臣

12 （略）

サイバーポート本格運用開始に伴い、サイバーポートの利用限定に関する記載の削除

記載の適正化

国土交通省においてサイバーポートによる調査票情報等の一元的な永年保存を開始することに伴う追加

結果表一覧（新旧対照表）

変更案	変更前	変更理由
<p>1. 年報</p> <p>[総括表] (略)</p> <p>[甲種港湾]</p> <p>第1表 入港船舶表</p> <p>第2表 船舶乗降人員表</p> <p>第3表 海上出入貨物表 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6-1) 移出貨物品種別貨物形態別表</u></p> <p><u>(6-2) 移出貨物品種別貨物形態別仕向港別表</u></p> <p><u>(7-1) 移入貨物品種別貨物形態別表</u></p> <p><u>(7-2) 移入貨物品種別貨物形態別仕出港別表</u></p> <p>第4表 自動車航送車両台数表 <u>(1-1) 自動車航送車種別車両台数表</u> <u>(1-2) 自動車航送車種別仕向港・仕出港別車両台数表</u></p> <p>第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表 (1) 及び (2) (略)</p> <p><u>(3-1) 移出コンテナ表</u></p> <p><u>(3-2) 移出コンテナ仕向港別表</u></p> <p><u>(4-1) 移入コンテナ表</u></p>	<p>1. 年報</p> <p>[総括表] (略)</p> <p>[甲種港湾]</p> <p>第1表 入港船舶表</p> <p>第2表 船舶乗降人員表</p> <p>第3表 海上出入貨物表 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 移出貨物品種別貨物形態別仕向港別表</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) 移入貨物品種別貨物形態別仕出港別表</u></p> <p>第4表 自動車航送車両台数表 <u>(新設)</u> <u>自動車航送車両台数表</u></p> <p>第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表 (1) 及び (2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 移出コンテナ仕向港別表</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>甲種港湾における移出入の貨物流動量については、移出入の差異が解消されるまでの当面の措置として、二港間の貨物流動量についての表と区分し、利用上の留意点をユーザーに周知するため、各港湾で取り扱う貨物等の合計値の結果表を新設</p>

<p> <u>(4-2) 移入コンテナ仕出港別表</u> (5) 及び (6) (略) <u>(7-1) 移出シャーシ表</u> <u>(7-2) 移出シャーシ仕向港別表</u> <u>(8-1) 移入シャーシ表</u> <u>(8-2) 移入シャーシ仕出港別表</u> (9) コンテナ長さ別種別個数表 </p> <p>[乙種港湾] (略)</p> <p>[年報 (別冊)] (略)</p> <p>[付表] (略)</p> <p>2. 月報 2-1. 速報 (略)</p> <p>2-2. 港別集計値 (略)</p> <p>2-3. 確報 (略)</p>	<p> <u>(4) 移入コンテナ仕出港別表</u> (5) 及び (6) (略) <u>(新設)</u> <u>(7) 移出シャーシ仕向港別表</u> <u>(新設)</u> <u>(8) 移入シャーシ仕出港別表</u> (9) コンテナ長さ別種別個数表 </p> <p>[乙種港湾] (略)</p> <p>[年報 (別冊)] (略)</p> <p>[付表] (略)</p> <p>2. 月報 2-1. 速報 (略)</p> <p>2-2. 港別集計値 (略)</p> <p>2-3. 確報 (略)</p>	
--	--	--

調査計画（変更後）

1 調査の名称

港湾調査

2 調査の目的

本調査は、港湾の実態を把握し、港湾統計（基幹統計）を作成するため、港湾の開発、利用及び管理等の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

国土交通大臣が指定する別添1に掲げる都道府県

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

国土交通大臣が指定する別添1に掲げる甲種港湾及び乙種港湾

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

【甲種港湾調査票】 1 6 6 港

【乙種港湾調査票】 5 1 2 港

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

国土交通大臣が指定する別添1に掲げる甲種港湾及び乙種港湾

(3) 報告義務者

【甲種港湾調査票】

ア 本調査における報告者は、港湾の管理者又はその港湾において次の業務を営む者とする。

(ア)「入港船舶」は、船舶運航事業を営む者（現地の出先又は代理機関の長を含む。）又は水産業協同組合の長

(イ)「船舶乗降人員」は、船舶運航事業を営む者（現地の出先又は代理機関の長を含む。）

(ウ)「海上出入貨物」は、港湾運送業若しくは船舶運航事業を営む者（いずれも現地の出先又は代理機関の長を含む。）又は水産業協同組合の長

(エ)「本船荷役」は、港湾運送業を営む者

(オ)「泊地及び係船岸」は、その管理者

イ 前項に掲げた者では調査の目的が達せられない場合はその他の当該事項の実態を把握することができる者を選定し、これに報告をさせることができる。

【乙種港湾調査票】

甲種港湾調査票に掲げるア（ア）～（ウ）及びイの事項

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添2の調査票を参照）

【甲種港湾調査票】

- ア 入港船舶
- イ 船舶乗降人員
- ウ 海上出入貨物
- エ 本船荷役
- オ 泊地及び係船岸

【乙種港湾調査票】

甲種港湾調査票に掲げるア～ウの事項

(注1) 都道府県知事は、報告者が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第3条第1項の規定により適用される情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により税関長に申告等を行った事項の一部（報告を求める事項のうちイ以外の事項に係る部分。以下「当該事項」という。）を本調査に使用することに同意したときには、当該事項の調査票への記入を省略することができる。

(注2) 6(2)のサイバーポートを利用して回答する場合には、当該事項の報告に当たり、NACC（輸出入・港湾関連情報処理システム）の申請データを活用することができる。

[集計しない事項の有無]

無 有

事業者名、所在地及び氏名は、回答状況の確認や督促・疑義照会の際に用いるとともに、事業者名及び所在地については、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

また、入港日、船名及び国籍は、内容審査のみに用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

【甲種港湾調査票】 毎月末日現在

【乙種港湾調査票】 毎年12月末日現在の1年間

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

国土交通省 — 都道府県 — (調査員) — 報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール) 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

ア 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布及び取集その他調査に関

する事務に従事する。

イ 報告者は、調査票に記入し調査員又は郵送により提出できるほか、調査票の様式に掲げる各事項を明確に判別できるように記録する場合は、調査票に代えて、電磁的記録による報告をすることができる。

ウ オンライン調査は、統計調査員と報告者間において、調査票又は電磁的記録を電子メールにより提出するほか、政府統計共同利用システム、独自のシステム（サイバーポート）を利用して回答することができる。

エ サイバーポートによる回答に当たっては、報告者は ID 及びパスワードによりサイバーポートの専用ページにログインし、入力を行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

【甲種港湾調査票】

1 回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他
()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

【乙種港湾調査票】

1 回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他
()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

【甲種港湾調査票】 提出期限は、調査対象月の翌月の10日（10日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）

【乙種港湾調査票】 提出期限は、調査対象年の翌年の1月末日（末日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）

8 集計事項（詳細は別添3の港湾調査結果表一覧を参照）

ア 入港船舶

船舶種類別、トン数階級別入港船舶隻数及び総トン数

イ 船舶乗降人員

外国航路客、内国航路客

ウ 海上出入貨物

港別、品目別、貨物形態別の出入貨物トン数、車種別の航送台数及びコンテナ貨物の取扱個数及びシャーシ貨物の台数

エ 泊地係船岸及び本船荷役

係留施設別入港船舶の隻数、総トン数、係留時間、本船荷役貨物トン数

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat 以外) 印刷物 閲覧)

港湾統計月報 (速報、港別集計値及び確報) については、インターネット (国土交通省ホームページ及び e-Stat) により公表する。

また、港湾統計年報については、インターネット (国土交通省ホームページ及び e-Stat) 及び印刷物により公表^(注) する。

(注) 港湾統計年報のうち、泊地係船岸及び本船荷役報告書は、印刷物のみにより公表する。

- (2) 公表の期日

① 港湾統計月報

- a. 速報 : 調査月終了後 2 ヶ月以内に公表
- b. 港別集計値 : 調査月終了後、都道府県から報告のあった港ごとに順次公表
- c. 確報 : 都道府県から全ての港湾分の報告があった後、速やかに公表

② 港湾統計年報 (泊地係船岸及び本船荷役報告書を含む。)

調査年の翌年 12 月末日までに公表

10 使用する統計基準

使用する → 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

本調査の結果は、港湾の実態を明らかにするため、港湾ごとに、調査対象の範囲の画定及び表章を行うことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	2年	都道府県知事
調査票の内容を記録した電磁的記録	永年	国土交通省総合政策局情報政策課 交通経済統計調査室長
集計表を収録した電磁的記録	永年	国土交通省総合政策局情報政策課 交通経済統計調査室長

12 立入検査等を対象とすることができる事項

統計法第 15 条第 1 項の規定に基づく立入検査等の対象とすることができる事項は、5 (1) に掲げる報告を求める事項とする。

別添1 調査対象港湾一覧（甲種港湾、乙種港湾）

都道府県	甲種港湾	乙種港湾
北海道	稚内港 紋別港 網走港 根室港 釧路港 十勝港 苫小牧港 室蘭港 函館港 小樽港 石狩湾新港 留萌港	宗谷港 枝幸港 霧多布港 えりも港 浦河港 白老港 森港 榎法華港 松前港 江差港 瀬棚港 岩内港 余市港 増毛港 羽幌港 天塩港 香深港 鷺泊港 杓形港 焼尻港 天売港 奥尻港
青森県	青森港 尻屋岬港 むつ小川原港 八戸港	深浦港 七里長浜港 野辺地港 大湊港 川内港 大間港 子ノ口港 休屋港
岩手県	久慈港 宮古港 釜石港 大船渡港	八木港 小本港
宮城県	仙台塩釜港	雄勝港 気仙沼港 女川港 荻浜港 金華山港
秋田県	能代港 船川港 秋田港	戸賀港 本荘港
山形県	酒田港	加茂港 鼠ヶ関港
福島県	相馬港 小名浜港	久之浜港 江名港 中之作港 翁島港 湖南港
茨城県	茨城港 鹿島港	川尻港 土浦港
千葉県	木更津港 千葉港	興津港 館山港 浜金谷港
東京都	東京港	岡田港 波浮港 元町港 利島港 新島港 野伏港 式根島港 神津島港 三池港 御蔵島港 神湊港 八重根港 青ヶ島港 二見港 沖港
神奈川県	川崎港 横浜港 横須賀港	葉山港 湘南港 大磯港 真鶴港
新潟県	新潟港 柏崎港 直江津港 姫川港 両津港 小木港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港
富山県	伏木富山港	魚津港
石川県	七尾港 金沢港	和倉港 穴水港 宇出津港 小木港 飯田港 輪島港 福浦港 滝港 塩屋港
福井県	福井港 敦賀港 内浦港	鷹巣港 和田港
静岡県	沼津港 田子の浦港 清水港 大井川港 御前崎港	熱海港 伊東港 下田港 手石港 松崎港 宇久須港 土肥港 相良港 浜

		名港
愛知県	三河港 衣浦港 常滑港 名古屋港	伊良湖港 倉舞港 東幡豆港 吉田港 河和港 師崎港 内海港 富具崎港
三重県	四日市港 津松阪港 吉津港 尾鷲港 鵜殿港	千代崎港 白子港 宇治山田港 鳥羽 港 的矢港 賢島港 浜島港 長島港 引本港 三木里港 賀田港 二木島港 木本港
滋賀県		長浜港 彦根港 大津港 竹生島港
京都府	舞鶴港 宮津港	久美浜港
大阪府	泉州港 阪南港 堺泉北港 大阪港	深日港 尾崎港 泉佐野港
兵庫県	尼崎西宮芦屋港 神戸港 明石港 東 播磨港 姫路港 相生港 赤穂港	津居山港 竹野港 柴山港 江井ヶ島 港 坂越港 古池港 岩屋港 淡路交 流の翼港 浦港 津名港 洲本港 古 茂江港 由良港 阿万港 福良港 湊 港 都志港 江井港 郡家港 室津港 家島港
和歌山県	新宮港 日高港 和歌山下津港	宇久井港 勝浦港 浦神港 古座港 袋港 日置港 文里港 由良港 湯浅 広港 加太港 大島港
鳥取県	鳥取港	田後港 米子港
鳥取県・ 島根県	境港	
島根県	浜田港 三隅港 西郷港	安来港 松江港 軽尾港 法田港 七 類港 菅浦港 秋鹿北港 河下港 久 手港 宅野港 温泉津港 江津港 益 田港 重栖港 宇賀港 倉の谷港 物 井港 別府港 波止港 美田港 国賀 港 諏訪港 保々見港 知々井港 御 波港 堤港 須賀港 日之津港 海士 港 来居港 姫の浦港 江島港
岡山県	東備港 岡山港 宇野港 水島港 笠 岡港	布浜港 牛窓港 山田港 児島港 鴻 島港 黄島港 犬島港 石島港 豊浦 港 北木島港 大浦港 小飛島港 前 浦港

広島県	福山港 尾道糸崎港 竹原港 安芸津港 吉悪港 呉港 広島港 大竹港 鹿川港	千年港 須波港 忠海港 川尻港 福田港 横田港 重井港 土生港 佐木港 瀬戸田港 生口港 鮎崎港 木江港 大西港 御手洗港 蒲刈港 奥の内港 袋の内港 大迫港 釣土田港 小用港 (江田島市) 三高港 中田港 内海港 鷺部矢之浦港 厳島港
山口県	下関港 小野田港 宇部港 三田尻港 徳山下松港 平生港 柳井港 岩国港	萩港 油谷港 特牛港 室津港 由宇港 角島港 柱島港 久賀港 白木港 伊保田港 小松港
徳島県	徳島小松島港 橘港	撫養港 栗津港 今切港 中島港 富岡港 日和佐港 浅川港 那佐港 亀浦港
香川県	詫間港 多度津港 丸亀港 坂出港 高松港 風戸港	豊浜港 観音寺港 仁尾港 木沢港 石場港 立石港 久通港 庵治港 牟礼港 志度港 津田港 三本松港 馬越港 北浦港 大部港 坂手港 内海港 三都港 池田港 土庄東港 土庄港 小豊島港 家浦港 大島港 男木港 女木港 屏風港 直島港 宮浦港 与島港 大浦港 新在家港 本島港 生ノ浜港 尻浜港 里浦港 小浦港 江の浦港 青木港 手島港 高見港 粟島港 佐柳港
愛媛県	宇和島港 松山港 今治港 東予港 新居浜港 三島川之江港	御荘港 岩松港 吉田港 玉津港 三瓶港 八幡浜港 川之石港 伊方港 三崎港 三机港 長浜港 伊予港 松前港 北条港 菊間港 森上港 波方港 波止浜港 寒川港 弓削港 立石港 生名港 四坂港 小漕港 長江港 北浦港 伯方港 有津港 枝越港 吉海港 上浦港 宮浦港 大下港 岡村港 中島港 西中港
高知県	高知港 須崎港 宿毛湾港	甲浦港 佐喜浜港 室津港 奈半利港 手結港 久礼港 佐賀港 上川口港

		下田港 下ノ加江港 あしずり港 下川口港
福岡県	博多港 北九州港 苅田港 宇島港 三池港	芦屋港 大牟田港 若津港 大島港
佐賀県	伊万里港 唐津港	諸富港 鹿島港 大浦港 星賀港 仮屋港 呼子港
長崎県	島原港 長崎港 肥前大島港 佐世保港 松浦港 厳原港 郷ノ浦港 福江港 松島港	小長井港 西郷港 多比良港 堂崎港 須川港 口ノ津港 小浜港 茂木港 脇岬港 神ノ浦港 瀬戸港 七ツ釜港 太田和港 面高港 瀬川港 小口港 時津港 長与港 久山港 大村港 彼杵港 川棚港 佐々港 白ノ浦港 江迎港 田平港 調川港 佐須奈港 比田勝港 峰港 仁位港 鹿見港 仁田港 竹敷港 勝本港 印通寺港 大島港 平戸港 川内港 福島港 青方港 有川港 郷ノ首港 榎津港 崎戸港 池島港 若松港 相ノ浦港 岐宿港 富江港 玉ノ浦港 伊王島港 高島港
熊本県	水俣港 八代港 三角港 熊本港	佐敷港 田浦港 百貫港 河内港 長洲港 鬼池港 本渡港 大門港 牛深港 高浜港 富岡港 合津港 姫戸港 天草港 上天草港
大分県	中津港 別府港 大分港 佐賀関港 津久見港 佐伯港	高田港 臼野港 国東港 守江港 日出港 臼杵港 浦代港 丸市尾港 姫島港
宮崎県	細島港 宮崎港 油津港	古江港 熊野江港 延岡港 延岡新港 美々津港 内海港 外浦港 福島港 大島港
鹿児島県	志布志港 加治木港 鹿児島港 喜入港 川内港 米之津港 西之表港 宮之浦港 (屋久島町) 名瀬港	波見港 根占港 大根占港 鹿屋港 垂水港 桜島港 (鹿児島県管理) 浮津港 福山港 隼人港 指宿港 串木野新港 黒之浜港 獅子島港 片側港 長島港 里港 長浜港 大里港 片泊港 田之脇港 大塩屋港 広田港 島

		間港 浜津脇港 竹島港 硫黄島港 宮之浦港（長島町） 安房港 中之島港 南之浜港 切石港 やすら浜港 小宝 島港 宝島港 山間港 古仁屋港 篠 川港 湯湾港 大和港 竜郷港 赤木 名港 湾港 加計呂麻港 与路港 請 島港 亀徳港 平土野港 伊延港 和 泊港 住吉港 与論港
沖縄県	金武湾港 中城湾港 那覇港 本部港 運天港 平良港 石垣港	前泊港 野甫港 内花港 仲田港 伊 江港 水納港（本部町） 栗国港 兼城 港 座間味港 渡嘉敷港 徳仁港 北 大東港 南大東港 長山港 多良間港 船浦港 仲間港 白浜港 祖納港 小 浜港 竹富東港 黒島港 上地港 鳩 間港 船浮港
合 計	1 6 6 港	5 1 2 港

基幹統計調査



調査期日 毎月末



政府統計

港湾調査 (甲種港湾調査票)

国土交通省

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）及び港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）に基づいて行う港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上できわめて重要な資料を得るために実施するものです。

この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に他に漏れることはなく、秘密の保護には万全を期していますので、報告者は、ありのままの事実を期日までに報告して下さい。

2 0 年 月分

※ 調査港湾 港

提出期日 毎月分を翌月10日まで。

※印の欄は、報告者は記入しないで下さい。

報 事業者名

告 所在地

者 氏名

※ 所 属

※ 氏 名

入 港 船 舶						船舶 乗降人員	海 上 出 入 貨 物						備 考					
入 港 日	上段：船名 下段：総トン数	航路名	国籍	用途	係留状況		貨物の内容			コンテナ又はシャーシ								
					場所	時間 上段：着岸時刻 中段：離岸時刻 下段：係留時間	区分 1 輸出 2 移出 3 輸入 4 移入	仕向港 又は 仕出港	最終船卸港 又は 最初船積港	貨物形態 1 コンテナ 2 シャーシ 3 その他	上段：品名 又は 車種 下段：数量 (トン又は台)	種類 コンテナ		個数 又は 台数				
						月 日 時 分						種 別		長 さ				

注1 「区分」、「貨物形態」及び「種類」の欄は、該当する番号を記入して下さい。ただし、自動車航送船の場合に限り、「貨物形態」の欄は記入しないで下さい。
 注2 「数量」及び「個数又は台数」の欄は、その下段にトランシップ分の数を記入して下さい。
 注3 「貨物の内容」の欄は、自動車航送船の場合に限り、車種及び台数を記入して下さい。



政府統計

港湾調査（乙種港湾調査票）

国土交通省

基幹統計調査

秘

調査期日 毎年末

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）及び港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）に基づいて行う港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上できわめて重要な資料を得るために実施するものです。

この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に他に漏れることはなく、秘密の保護には万全を期していますので、報告者は、ありのままの事実を期日までに報告して下さい。

20 年分

※	調査港湾	港
※		

提出期日 毎年分を翌年1月31日まで。

※印の欄は、報告者は記入しないで下さい。

報 事業者名 _____

告 所在地 _____

者 氏名 _____

※ 所 属 _____
 ※ 氏 名 _____

1. 入港船舶

		隻 数	総 ト ン 数
外航商船 (フェリーは除く)	500総トン以上		
	5総トン以上500総トン未満		
内航商船 (フェリーは除く)	500総トン以上		
	5総トン以上500総トン未満		
自動車航送船（フェリー）			
漁 船			
避 難 船			
そ の 他			

2. 船舶乗降人員

航 路		人 員 (人)
外国航路	乗 込	
	上 陸	
内国航路	乗 込	
	上 陸	

3. 海上出入貨物

(1) 貨物の内容

品名又は車種	貨物形態	輸 出	移 出	品名又は車種	貨物形態	輸 入	移 入
	1. コンテナ	(トン又は台)	(トン又は台)		1. コンテナ	(トン又は台)	(トン又は台)
	2. シャーシ				2. シャーシ		
	3. その他				3. その他		

注1 「貨物形態」の欄は、該当する番号を記入して下さい。ただし、自動車航送船の場合は記入しないで下さい。

2 自動車航送船の場合に限り、車種及び台数を記入して下さい。

(2) コンテナ又はシャーシ

	輸 出	移 出	輸 入	移 入	
40ftコンテナ (個)					40ft : 40ft以上
20ftコンテナ (個)					20ft : 20ft以上40ft未満
その他コンテナ (個)					その他 : 20ft未満
シャーシ (台)					

(別添3)

港湾調査結果表一覧

1. 年報

[総括表]

- 第1表 入港船舶表
- 第2表 船舶乗降人員表
- 第3表 海上出入貨物表
 - (1) トン数総数表
 - (2) 品種別都道府県別表(輸移出入)
 - (3) コンテナ・シャーシトン数総数表
- 第4表 自動車航送車両台数表
- 第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表
 - (1) コンテナ個数表
 - (2) シャーシ台数表

[甲種港湾]

- 第1表 入港船舶表
- 第2表 船舶乗降人員表
- 第3表 海上出入貨物表
 - (1) トン数総数表
 - (2) 品種別都道府県別表(輸移出入)
 - (3) コンテナ・シャーシトン数総数表
 - (4) 輸出貨物品種別貨物形態別仕向国・地域別表
 - (5) 輸入貨物品種別貨物形態別仕出国・地域別表
 - (6-1) 移出貨物品種別貨物形態別表
 - (6-2) 移出貨物品種別貨物形態別仕向港別表
 - (7-1) 移入貨物品種別貨物形態別表
 - (7-2) 移入貨物品種別貨物形態別仕出港別表
- 第4表 自動車航送車両台数表
 - (1-1) 自動車航送車種別車両台数表
 - (1-2) 自動車航送車種別仕向港・仕出港別車両台数表
- 第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表
 - (1) 輸出コンテナ仕向国・地域別表
 - (2) 輸入コンテナ仕出国・地域別表
 - (3-1) 移出コンテナ表
 - (3-2) 移出コンテナ仕向港別表
 - (4-1) 移入コンテナ表

- (4-2) 移入コンテナ仕出港別表
- (5) 輸出シャーシ仕向国・地域別表
- (6) 輸入シャーシ仕出国・地域別表
- (7-1) 移出シャーシ表
- (7-2) 移出シャーシ仕向港別表
- (8-1) 移入シャーシ表
- (8-2) 移入シャーシ仕出港別表
- (9) コンテナ長さ別種別個数表

[乙種港湾]

- 第1表 入港船舶表
- 第2表 船舶乗降人員表
- 第3表 海上出入貨物表
 - (1) トン数総数表
 - (2) 品種別都道府県別表(輸移出入)
 - (3) コンテナ・シャーシトン数総数表
- 第4表 自動車航送車両台数表
- 第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表

[年報(別冊)]

泊地係船岸及び本船荷役表

[付表]

航路別入港船舶表及び海上出入貨物表(東京港、横浜港、川崎港、大阪港及び神戸港計)

2. 月報

2-1. 速報

輸出入コンテナ個数表(東京港、川崎港、横浜港、名古屋港、大阪港及び神戸港のみ)

2-2. 港別集計値

入港船舶表、海上出入貨物表、車種別自動車航送車両台数表及びコンテナ個数表

2-3. 確報

- 第1表 総括表
- 第2表 入港船舶表
- 第3表 海上出入貨物表
- 第4表 車種別自動車航送車両台数表
- 第5表 コンテナ個数表

港湾調査を実施する必要性

1. 調査の目的・必要性

四方を海に囲まれている我が国において、港湾は、物流・産業・生活を支える礎として、大きな役割を果たしている。港湾に関する統計は、明治38年に内務省が河川、道路、港湾などについて全国にわたり臨時調査を行ったのが始まりであり、その後、資源調査法（昭和4年法律第53号）が公布され、同法に基づき港湾資源調査規則（昭和4年内務省令第41号）が公布、施行され、指定された港湾について毎年調査が行われてきた。戦後、統計法（昭和22年法律第18号）の制定に伴い、「港湾調査」は、「港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資すること」を目的として、昭和22年6月に統計法第2条の規定に基づく指定統計第6号として公示され、翌年1月1日より指定統計調査として調査を開始、その後、統計法（平成19年法律第53号）が改正され、指定統計から基幹統計となり、統計法第2条第6項に規定する基幹統計調査として調査を実施し、現在に至っている。

この調査の果たす役割は現在においても全く変わりなく、経済のグローバル化などの港湾をめぐる環境変化への対応や今後の港湾施策の進むべき方向性を定めるための基礎資料として活用されている。

特に、港湾調査の基本的調査事項である入港船舶、海上出入貨物等については、港湾の管理・運営、あるいは港湾の開発・整備計画の策定等、全国的な政策の企画立案、及び輸出入貨物量の国際比較等を行う上での重要な指標となっており、活用も広範囲に及んでいる。

このような背景のもと、港湾調査を実施するものである。

2. 他調査との重複

港湾の整備等の基礎資料を得ること等を目的とする統計調査として、本調査の他には「バルク貨物流動調査」、「ユニットロード貨物流動調査」及び「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」（いずれも国土交通省実施（一般統計調査））があげられる。

しかし、これら調査の調査周期は、いずれも5年周期となっていること、また、特定の月を対象として実施されているものであることから、毎月定期的に我が国港湾の利用実態を適切に捉え、港湾の管理・運営や全国的な政策の企画立案及び輸出入貨物量の国際比較等を行う上で、本調査に代替することは不可能である。

したがって、本調査と他の統計調査との重複は合理的な範囲を超えていないと考える。

3. 行政記録情報の利活用

調査票作成にあたっては、入出港届等の行政記録情報の活用も行われているほか、現行の調査計画 5（1）の注意書きにて、「都道府県知事は、報告者が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により税関長に申告等を行った事項の一部（報告を求める事項のうちイ以外の事項に係る部分。以下「当該事項」という。）を調査に使用することに同意したときには、当該事項の調査票への記入を省略することができる。」とあり、NACCS情報の活用について規定しているところ。

4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

調査結果後の名簿については、港湾調査では、貨物の取扱実績等、事業者から報告を受ける事項に加え、入出港届等の行政記録情報も活用して調査票情報を生成しており、1つの調査票のデータであっても、複数の関係者から情報を集めて作成する調査体系となっているため、調査対象者の把握が非常に煩雑なものとなっており、正確な調査結果名簿を毎月作成することは、新たな業務が発生することとなり、都道府県側の負担増となります。

その上、報告者からの調査票の収集には多くの期間を要しており、調査結果名簿の登録期限（原則、調査票提出期限から起算して3ヶ月後まで）を大幅に遅延することとなること、調査結果名簿の作成により都道府県からの集計表提出の遅延原因となる恐れがあります。

そのため、全ての報告者の調査結果名簿は困難ですが、実施可能な港湾を対象に、調査結果名簿について、毎年6月下旬まで提出することを予定しています。